

都市計画施設区域内における 建築制限(許可基準)の緩和

3階建ての建築物が建てられるようになります

都市計画施設（都市計画道路、都市計画公園等）の区域内では、将来における事業の円滑な施行を確保するため、建築制限を行っています。

この区域内で建築物を建築しようとする場合には、都市計画法第53条第1項に基づく許可が必要ですが、平成27年10月1日から、この建築制限（許可基準）を緩和します。

平成27年10月1日から

都市計画法第53条の建築制限（許可基準）を緩和します。

（※同日以降の申請分から適用します。）

● 建築制限緩和の目的

建築制限（許可基準）の緩和により、少しでも地権者の負担感の軽減を図るとともに、土地の有効活用を図り、経済の好循環を促すことを目的としています。

● 許可基準の緩和

● (従来) 許可基準 ●

（都市計画法第54条）

建築物の構造が、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

- (1) 階数が**2**以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。



● (新) 許可基準 ●

建築物の構造が、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

- (1) 階数が**3**以下で、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

● 建築制限緩和の対象

この緩和は、**事業完了、事業中**（都市計画法第59条各項に基づき事業認可を受けて施行しているもの及びその他関係法令に基づき施行しているもの）**を除く**都市計画施設（道路、公園、緑地、下水道〔ポンプ場〕）の区域内で適用します。

ただし、**近い将来に事業予定**の都市計画道路の一部区間については、事業中と同様の取扱いとしています。詳しい内容については、都市政策課にお問い合わせください。

徳島市 都市整備部 まちづくり推進総室 都市政策課 計画・景観担当

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 TEL 088-621-5493・5249 FAX 088-621-5273

徳島市ホームページ都市政策課 (http://www.city.tokushima.tokushima.jp/tosi_seisaku/index.html)

番 号	名 称	路 線 名
3.2.3	吉野川橋通線	
3.3.5	常三島中島田線	
3.3.8	元町沖洲線	
3.4.12	新浜西部線	
3.4.14	鮎喰中東線	
3.4.15	新浜栗山手線	
3.4.17	城南込花大仲子線	
3.4.18	新浜本町横濱線	
3.4.20	早刈府中線	
3.4.22	庄名東線	
3.4.23	徳島野郎島線	
3.4.24	南庄中島田線	
3.4.25	南佐古矢三線	
3.4.27	佐古北田宮線	
3.4.28	徳島野郎須賀線	
3.4.30	昭和町大道路	
3.4.31	一軒屋新浜線	
3.4.32	住吉万代町瀬橋線	
3.4.33	市原町須賀南部線	
3.4.141	大野法江線	
3.6.38	万代浜側線	
3.6.50	吉野本町北佐古線	
3.6.51	常三島住吉線	
3.6.52	北浜東浜線	
3.6.16	津田新浜本町線	
3.5.40	富田中央通線	
3.5.44	安宅末広東部線	
3.5.45	幸町南二軒屋線	
3.5.49	観音寺和田線	

事業完了・事業中・近い将来に事業予定の
都市計画道路

